

大分県社会人サッカーリーグ 処分細則

1. (総 則)

本細則は、大分県社会人サッカーリーグにおける違反の処分について規定する。

2.(運営細則違反に関すること)

- 2-1 参加費を指定期日までに納入しない場合、県リーグの参加を認めない。
- 2-2 社会人主催行事およびリーグ運営に協力しないチームは次年本リーグより除名する。また、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。
- 2-3 登録違反が確認された場合、確認日以前の試合は全て不戦敗(0-3)での敗戦とする。当該選手は次年度終了まで本リーグ参加停止とする。
- 2-4 ユニフォーム正副2着を準備しないチームは参加を認めない。
- 2-5 割当ての審判員を派遣しなかったチームは、県リーグ運営委員会にて処分を決定することとする。(諸事情により割当て審判にチーム帯同審判員が派遣できない場合は自チームにて審判派遣を調整すること。)尚、前日までに審判員の派遣を依頼したが、当日まで決定していない場合も処分対象とする。
- 2-6 当該年度の審判証顔写真未貼付、審判ユニフォームを着用しないチームは、県リーグ運営委員会にて協議の上、処分を決定することとする。
- 2-7 会場担当は、違反状況を報告すること。報告無き場合や、着用違反を見逃した場合、また試合運営全般の不備、試合結果報告書等提出物に不備がある場合は、県リーグ運営委員会にて協議の上、処分を決定することとする。
- 2-8 無資格審判(審判証の未提示、所持級ワッペン未着用も含む)で試合対応する場合は、該当チームに確認了承後試合を行うことができるが、無資格者1名につき運営協力金10,000円を県リーグ運営委員会が徴収し、そのチームがリーグ優勝した際は、チームの昇格を認めない。また、土の会場以外は主審以外のスペイク着用も、1名につき運営協力金10,000円を徴収し、処分については県リーグ運営委員会にて決定する。
 - ・1部は、4級審判員が1名につき運営協力金10,000円とする。
 - ・2部は、4級審判員が2名につき運営協力金10,000円とする。
 - ・3部は、4級審判員が3名につき運営協力金10,000円とする。
 - ・4部は、4級審判員が4名につき運営協力金10,000円とする。
- 2-9 正当な理由なくして試合を放棄したチームは本リーグより除名し、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。
- 2-10 弃権したチームは、0-3での不戦敗とする。
- 2-11 不戦敗を2試合したチームは、社会人委員会が指定する大会等に、チームから6名以上ボランティアスタッフを派遣し、ボランティア活動をしなければならない。また、不戦敗を3試合したチームは、次年度のリーグ参加を停止し、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。
- 2-12 選手証の顔写真が認識できない選手は試合に出場できない。また、出場選手全員の選手証の携帯を怠ったチームは棄権による不戦敗とする。(該当チーム確認了承後、不戦敗の上で試合を行うことは可能とする)
- 2-13 弃権したチームから、1試合につき運営協力金30,000円を徴収し、そのチームがリーグ優勝した場合は昇格を認めない。

- 2-14 本部へのメンバー表及び選手証の提出について、運営細則に定める時間までに提出がない場合は、当該試合を没収試合とし、提出しなかったチームを不戦敗扱いとする。両チームおよび会場担当の了承のもと、当該試合を練習試合として開催することは可能とする。
- 2-15 正当な理由なくして九州各県リーグ決勝大会を放棄した場合は、当該チームを本リーグより除名し、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。
- 2-16 正当な理由なくして入替戦を放棄した場合は、当該チームを本リーグより除名、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。
- 2-17 会場設営の義務を怠ったチームは次年度本リーグ参加を認めない。また、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。
- 2-18 会場整備、後片付けを怠ったチームは次年度本リーグ参加を認めない。また、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。

3.(警告・退場に関すること)

- 3-1 退場を命じられた選手は、次の試合への出場を自動的に停止し、以降の処置は、下記を基準として規律委員会で裁定する。但し、日本サッカー協会の規定変更がなされた場合、処分の重い方を適用する。
 - 1)1試合2回の警告によるものは原則として1試合。
 - 2)ピッチ内における反則行為によるものは最低1試合。
 - 3)選手に対する暴力行為は最低3試合。
 - 4)審判に対する攻撃的・侮辱的行為によるものは最低2試合。
 - 5)1)の場合を除く退場が2回となった選手は最低4試合。
- 3-2 警告累積が、3回となった選手は次の1試合への出場を自動的に停止し、同一年度内で警告累積による出場停止が2回となった選手は、最低2試合の出場停止とする。1試合で2枚の警告をもらい退場となった場合、その2枚は累積に加算しない。
- 3-3 退場出場停止処分は、年度を越えて執行とする。累積警告による出場停止処分は、年度を超えて繰り越さない。
- 3-4 退場・警告の累積は次年度へ持ち越さない。
- 3-5 県リーグ以外の大会(天皇杯予選や大分県社会人選手権大会等)での退場による公式試合の出場停止処分が、同一競技会で消化されなかった場合、その処分は県リーグに継承される。また、本リーグ終了時に出場停止処分が消化されなかった場合は、一番直近で開催される公式試合で消化する。
- 3-6 年度を通じて所属リーグで特に警告・退場が多いと県リーグ運営委員会から判断されたチームからは、代表者名で反省文を求め戒める。
- 3-7 シニア登録の選手が本リーグで受けた警告・退場処分は、本リーグにおいて執行する。

4.(礼儀に関すること)

- 4-1 選手及びチーム関係者は、役員・審判・県リーグ運営委員・会場担当には敬意を表して接すること。
これらの人々への暴言は、最低2試合の出場停止。同行為をしたチーム関係者も最低2

試合のベンチ入り禁止とする。

また、暴行をはたらいた場合には、最低1年間の出場停止(ベンチ入り禁止)とし、特に悪質な場合は本リーグ除名もあり得る。

- 4-2 選手及びチーム関係者(応援者含む)は試合当日において試合場、および試合場付近では社会人である自覚をもち、あらゆる面で模範となる言動に努めること。言動が本リーグ会員として相応しないと県リーグ運営委員会および社会人委員会にて判断された場合は、そのチームを本リーグより除名する。また、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。

5.(参加人数に関すること)

- 5-1 試合は常時11名で行うことが常識であり、11名未満で2試合以上行ったチームについては県リーグ運営委員会の過半数が処分を要求した場合、当該チームを自動降格とする。
- 5-2 次年度もその状態が改善されぬ場合は、本リーグより除名する。試合参加人数で不正が発覚した場合は、当該チームの次年度参加停止する。また、登録選手全員に対し、次年度の本リーグ参加を認めない。

6.(服装に関すること)

- 6-1 主審が見て背番号を確認できない選手は試合参加させない。
- 6-2 ゴールキーパーを除く選手の服装の色は統一されていること。異なった服装を着用した選手は試合参加させない。
- 6-3 パンツ、ソックスについてもデザインやラインが極端に異なる場合は同色であっても試合参加させない。
- 6-4 サイドポケットやファスナーの付いたシャツ、パンツを着用した選手は参加させない。
- 6-5 脛当て(シンガード)を装着していない選手は試合参加させない。
- 6-6 対戦チームのユニフォームが同色である場合は、試合前にチーム代表者同士、話合いで決定するか、決まらない場合は審判主導のもとコイントスで決定する。この場合、副を持参していないチームの不戦敗として処理するとともに県リーグ運営委員会にて処分を決定することとする。
- 6-7 控えゴールキーパー未登録時に控えゴールキーパー用ユニフォームを持参していないチームは県リーグ運営委員会にて処分を決定することとする。

7.(附 則)

- 7-1 本細則で運営上不都合が生じた場合は県リーグ運営委員会で改廃を決定する。
- 7-2 本細則は、2016年4月1日より施行する。
本細則は、2018年3月25日より施行する。
本細則は、2019年3月24日より施行する。
本細則は、2020年3月29日より施行する。
本細則は、2021年3月20日より施行する。